



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年1月26日(金) 第10168号

目次

	ページ
告 示	
○知事指定薬物の指定の失効(薬務課)	2
○第二種区画漁業の免許(蚕糸園芸課)	2
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	3
○都市計画ごみ焼却場の変更に係る縦覧(都市計画課)	3
○都市計画火葬場の変更に係る縦覧(同)	4
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(同)	4
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	4
収用委員会公告	
○収用及び使用の裁決手続きの開始決定	4

■ 告 示

◎群馬県告示第12号

群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 2-（エチルアミノ）-2-（3-ヒドロキシフェニル）シクロヘキサン-1-オン（通称名HXE、Hydroxetine）及びその塩類
- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン（通称名4-HOEPT）及びその塩類
- (3) エチル=3, 3-ジメチル-2-（1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド）ブタノアート（通称名EDMB-PINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に指定されたため。

3 指定が効力を失う日

令和6年1月29日

4 罰則の適用

この指定の失効の前にした行為については、なお条例の罰則を適用する。

◎群馬県告示第13号

漁業法（昭和24年法律第267号）第69条の規定により、令和6年1月1日第二種区画漁業権を次のとおり免許した。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

1 漁場計画公示番号、免許番号等

漁場計画 公示番号	免許番号	漁業権者		免許の内容
		住所	氏名又は名称	
区第1号	区第1号	前橋市上大屋町93	株式会社鯉重 石井 重之	令和5年群馬県告示 第255号のとおり
区第2号	区第2号	同	同	同
区第3号	区第3号	伊勢崎市本関町1212	海老沼養魚株式会社 海老沼 元司	同
区第4号	区第4号	同	同	同
区第5号	区第5号	同	同	同

区第6号	区第6号	同	同	同
区第7号	区第7号	同	同	同
区第8号	区第8号	伊勢崎市境下湊名3122	堀越 勝	同
区第9号	区第9号	高崎市高松町35-1	高崎市長 富岡 賢治	同
区第10号	区第10号	伊勢崎市本関町1212	海老沼養魚株式会社 海老沼 元司	同
区第11号	区第11号	吾妻郡中之条町大字中之条町 1091	中之条町長 外丸 茂樹	同
区第12号	区第12号	利根郡片品村大字東小川 2293	白根魚苑 千明 大作	同
区第13号	区第13号	同	同	同
区第14号	区第14号	同	同	同

- 2 制限又は条件 なし
- 3 存続期間 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
神流川用水	理 事	退 任	斎藤忠男	藤岡市本郷18番地1

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画ごみ焼却場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画ごみ焼却場 大泉町外二町清掃センター
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年1月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画火葬場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画火葬場（仮称）太田市外三町広域斎場
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年1月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び大泉町都市建設部都市整備課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画用途地域 東金井工業団地南地区、富岡西地区及び新田東部工業団地西地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年1月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東金井工業団地南地区、富岡西地区及び新田東部工業団地第二地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和6年1月12日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続きの開始を次のとおり決定した。

令和6年1月26日

群馬県収用委員会会長 宮 下 章

- 1 起業者の名称 群馬県

2 事業の種類 県道古戸館林線改築工事（群馬県太田市古戸町地内）及びこれに伴う農業用水路付替工事、一般国道407号改築工事（群馬県太田市古戸町地内）並びに県道新堀尾島線改築工事（群馬県太田市古戸町地内）及びこれに伴う市道付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

群馬県太田市古戸町

地番	地目		地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
244番	田	田	2,002	2,000.82	191.72
314番	畑	畑	1,097	1,101.74	249.33

収用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図（図面省略）のとおりである。

4 使用の裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等

(1) 土地の所在 群馬県太田市古戸町

地番	地目		地積（㎡）		使用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
244番	田	田	2,002	2,000.82	8.44
314番	畑	畑	1,097	1,101.74	10.07

使用の裁決手続の開始を決定する土地の区域は、別図（図面省略）のとおりである。

(2) 使用の方法及び期間

ア 使用の方法

ブロック積工事及び農業用水路の付替工事に伴う余堀工事が必要となるため使用するもの

イ 使用の期間

明渡裁決における明渡期限の翌日から起算して120日間。ただし、明渡期限までに明渡しが行われない場合は、明渡しのあった日の翌日から起算して120日間。

5 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
鏑木敦子	群馬県みどり市大間々町下神梅333番地

6 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東京電力パワーグリッド株式会社太田支社	群馬県太田市東本町56番39号	使用借権
東日本電信電話株式会社埼玉事業部群馬支店	高崎市高松町3番地	使用借権

7 裁決手続の開始を決定した年月日 令和6年1月19日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
